

公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)公認コース認定規程

第1条(目的)

公益社団法人日本トライアスロン連合(以下、「JTU」)では、JTU 定款第3条の目的を達成するために、トライアスロン、デュアスロン及び関連マルチスポーツの大会及び関連事業(以下、「大会等」)が適正に行われるために、公認コース認定規程(以下、「認定規程」)を設ける。

第2条(本規程の意図)

公認コースとは、JTU 競技規則や The World Triathlon Event Organaiser's Manual(EOM)内の「PART4 FIELD OF PLAY OPERATIONS フィールドオブプレイ(FOP)オペレーション」に準じ、本規程に示す大会や記録会等を開催し得る十分な精度のある、適切な施設、コースであることを JTU が認定するものである。なお本規程は国内選手権、エリート大会を対象とする。

第3条(公認コースの定義)

公認コースは、本規程により特設される競技コースと適正な競技運営が伴うことで成立する。

この競技コースはカテゴリー区分が設けられ、それぞれに適応する設営運営基準が適用される。競技者は公認コースにおいても競技規則及び大会毎に制定される諸規程に従って競技を行うものとする。

なお、公認コースは、認定規程により JTU が認定したものであり、ワールドトライアスロン、アジアトライアスロンが管轄する大会は、別のプロセスにより認定される。

第4条(認定区分)

大会の開催方針・区分により、各競技距離別に「公認 A、公認 B」と種別分けする。

1 公認 A

TRI /AST 公式大会及び最近2年間の開催実績がある日本選手権コースが該当する。ただし加盟団体から申請があった場合、EOM に準じているか審査し、本規程試行にあたり、該当大会を審査し承認する。

2 公認 B

過去大会実施コース及び新規大会コースで、加盟団体から申請があった場合 EOM に準じているか審査し、本規程試行にあたり、該当大会を審査し承認する。

※認定例：「トライアスロン スタンダードディスタンス JTU 公認 A コース」

※選手権等エリート大会開催申請時には、公認認定を取得することを推奨とする。

第 5 条(審査手順)

認定規程を履行するために次の審査体制を構築する。

- 1 公認コース審査委員会を設置する。JTU 技術委員会と審判委員会が審査委員基準を満たした委員を推薦し、また必要に応じてハイパフォーマンスチーム、コーチ委員会、外部有識者を加え、JTU 理事会が承認する。委員長は、JTU 理事又は技術委員会から選出する。同委員会は、JTU 専門委員会規程に準ずるものとする。

第 6 条(公認コース認定の基準)

認定のための基準は、本規程のほかに JTU 公認コース設置基準(別紙1)及びコース公認審査委員会が定める補則によるものとする。

第 7 条(公認コース認定申請書および関連書類の提出)

公認コース認定申請は、JTU 加盟都道府県団体(以下、加盟団体)を通じて、次の関係資料①～⑦を JTU 事務局ならびに公認コース審査委員会宛に提出する。

- ① 認定申請書(様式:別紙2)
- ② 公認コース申請図面
- ③ 公認コース申請写真(全体、スイム、バイク、ラン各コース)
- ④ 年間使用計画案
- ⑤ 加盟団体概要
- ⑥ 加盟団体財務諸表関連
- ⑦ 申請エリアの自治体・港湾及び海浜管理者・道路等管理者等の同意書

第 8 条(公認コース認定審査の申請手順)

- 1 申請を希望する都道府県加盟団体は、本規程および JTU 公認コース設置基準(別紙1)を確認の上、申請するコースが基準を満たしているか確認する。

- 2 申請を希望する都道府県加盟団体は、認定が必要な6ヶ月前には認定申請書を提出しなければならない。
- 3 公認コース審査委員会は、認定申請書に基づき受理した申請内容に沿って現地で認定審査を実施する。同委員会は原則として2人以上の審査員を派遣し審査を行う。
- 4 派遣費用は、JTU旅費規程に基づいて申請する加盟団体が負担する。
- 5 公認コース審査委員会は、その審査結果をJTU理事会に諮らなければならない。最終の公認認定決定は、JTU理事会での決議によるものとする。

第9条(公認コース認定審査の報告の流れ)

JTU理事会は、決定した認定結果について、JTU公認コース公認認定書をもって、申請された加盟団体宛てに通知する。

第10条(公認コース認定の有効期間)

本規程による公認コース認定の有効期間は認定日から4年間とする。但し、公認コース認定後に改造又は改修するとき、あるいはコースの地形・環境等に重大な変更が生じたときなど、公認コース認定決定時と著しく変化が生じた場合、当該加盟団体は認定の有効残存期間に拘わらず時期を失することなく公認コース審査委員会にその旨を速やかに報告し、同委員会は必要な場合、再審査の要否等を含むその扱いについてJTU理事会に諮るものとする。

第11条(認定の更新)

- 1 認定の有効期間の更新には、公認コース審査委員会宛に認定の日から4年を経過しようとする月の6ヶ月前までに第7条に定める関連資料(①～⑦)を同時に提出するものとする。
- 2 関連資料に記載される情報等を基に同委員会の判断で現地での認定審査を省略し、直ちに第8条により同委員会は、その審査結果をJTU理事会に諮ることが出来る。
- 3 改修工事等により有効期間内に継続審査ができない場合は、審査を延期することが出来る。その場合、認定日から4年を経過しようとする月の6ヶ月前までに審査延期願(別紙3)を提出しなければならない。
- 4 審査延期期間は、公認有効期間の切れた日より1年以内とする。これを越えた場合には、公認を取り消すものとする。

- 5 審査延期理由が満たされた時には、第 8 条に従い、直ちに継続審査を受けるものとする。
- 6 審査延期願は公認期間を延長するものではなく審査を延期するものであり、審査延期期間中は JTU 公認コースとして認定しない。
- 7 この場合の公認期間は、公認有効期間の切れた日にさかのぼって 4 年間の継続扱いとなる。

第 12 条(公認認定の廃止)

- 1 公認の有効期間内における公認コース辞退は、事前に廃止届(別紙4)を提出しなければならない。
- 2 有効期間満了後、2 ヶ月を経過して連絡が無い場合、公認は自動的に抹消される。
- 3 公認の要件に合致しない事実が生じたときは、公認を取り消すものとする。
- 4 前項2. 3.において掛かった諸経費は、公認コース辞退が承認された月の翌月末日までに JTU 事務局からの請求に基づき支払われるものとする。またそれまでに支払われた諸経費は特別の理由が認められた場合を除き返金されない。

第 13 条(認定料等)

- 1 認定料は、<別表>の通りとし、認定月日の翌月末日までに JTU 事務局からの請求に基づき支払われるものとする。
- 2 本規程に定める現地での認定審査に要する公認コース審査委員の交通費・宿泊費等の実費を含む諸経費は、認定手数料に含むものとする。

第 14 条(特殊事項)

本規程に記載がない状況については、JTU と協議するものとし、最終決定は JTU 理事会によるものとする。

第 15 条(紛争の解決)

公認コースを使用した大会運営に関わる紛争は、該当団体が誠意をもって解決にあたるものとし、その場合の公認の継続可否に関する最終決定は JTU 理事会によるものとする。

第 16 条(改廃)

この規程の改廃は、JTU 理事会の決議により行う。

●附則

1. この規程は、2024 年(令和 6 年)2024 年6月7日から施行する。

<別表>

・新規認定登録料 500,000 円(税別/4 年間)

・継続認定登録料 250,000 円(税別/4 年間)

・認定手数料(審査員派遣費用等) 実費

*継続時における現地での認定審査を実施しない場合も、認定に係る全ての諸経費は当該手数料として認定申請加盟団体の負担とする。